

羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会の設置について

1 趣旨

国家戦略特別区域を定める政令（平成 26 年 5 月 1 日公布・施行）により、国際線の増便等機能強化が進められている羽田空港の周辺地域及び京浜臨海部は、東京圏の一部として、国家戦略特別区域に指定されている。同特区は、2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のあ
る新事業を創出することを目標としている。

また、当地域は、アジアヘッドクォーター国際戦略総合特区と京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区とが隣接して展開する地域であり、国際競争力を高めるうえで、二つの総合特区が互いに連携しながら相乗効果を高めることが重要であることから、平成 24 年度より内閣官房と関係省庁、関係自治体により両特区间の連携について検討が進められてきた。その成果として、平成 25 年には「大田区と川崎市との産業連携に関する基本協定」が締結されたところである。

以上の状況を踏まえ、国家戦略特別区域の目標を達成するためのプロジェクトの一環として、さらに連携強化の具体化を図っていくことが必要であり、国際拠点空港としての羽田空港を活用しつつ、①先端医療技術とものづくり技術との医工連携の推進、②国際的な研究・交流・商取引を促進するための土地利用並びに③周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラ整備等を進める具体策について、国・地方の関係機関による必要な協議・調整等を行う場として、羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

- (1) 委員会は、別紙に掲げる者により構成し、座長は、和泉洋人内閣総理大臣補佐官が務める。
- (2) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 委員会の下に、特定の事項について検討するための分科会を設置し、その委員は、座長が指名する。

3 庶務

委員会の庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局が処理する。